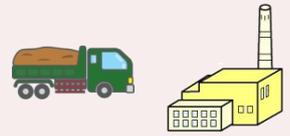


# 施設での処理について



大型ごみや引越しなどで大量に出たごみ等はごみステーションへ出せません。市が許可した収集運搬業者に処理を依頼するか（有料）、次の施設に自己搬入してください（無料）。  
 なお、廃棄物によっては施設での処理が困難なものがあります。（15ページ参照）

施設での処理について

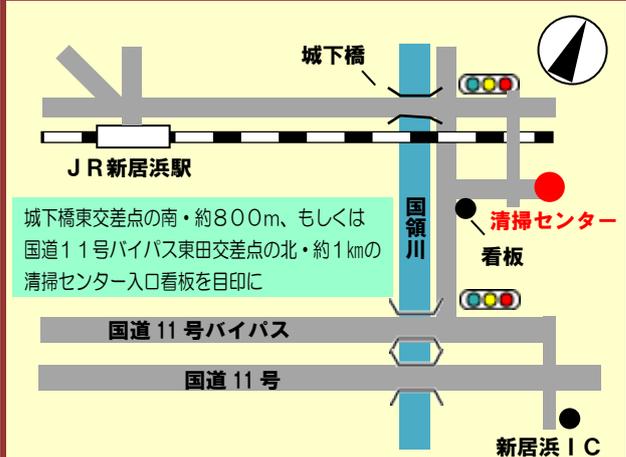
## 清掃センター

【所在地】  
 新居浜市観音原町乙122番地1

【電話番号】  
 41-4225

【業務時間】  
 月曜日～土曜日、第2日曜日  
 8:30～16:00

祝祭日等は休業日となる場合があります。  
 なお、12月を除いて毎月29日以降は、施設点検のため「燃やすごみ」以外は搬入できません。  
 施設の休業日はごみカレンダーでご確認ください。  
 （※年末は大変混み合いますので、自己搬入はなるべくお避けください。）



### 搬入できるもの（ごみの種類ごとに分別して搬入してください。）

#### ごみステーションへ出せるもの

- 燃やすごみ ●不燃ごみ ●プラスチック製容器包装 ●びん・缶 ●ペットボトル ●古紙類 ●有害ごみ

#### ごみステーションへ出せないが施設への搬入ができるもの

- 大型ごみで収集できるもの  
 戸やサッシなどの建具、角材・パイプ（150cm以下）、トタン、たたみ、板（180cm×90cm以下）、プラスチック波板（180cm×90cm以下）など
- 剪定くず（150cm以下、直径は25cm以下） ●竹（100cm以下） ●家庭用パソコン
- 切り株・根っこ（直径25cm以下） ●健康器具 マッサージチェア、ランニングマシン、乗馬マシン（1家庭年1台まで、自己荷降ろしすること。一部処理困難物有。）
- 家屋などの解体ごみ（業者搬入は事業系ごみ扱い）

※解体ごみを1tを超えて搬入する場合は、事前に清掃センターへ届出が必要になります。  
 また、80㎡以上の建物の解体は、建設リサイクル法により事前の届け出が必要になりますので、新居浜市建築指導課（65-1273）へお問合せください。

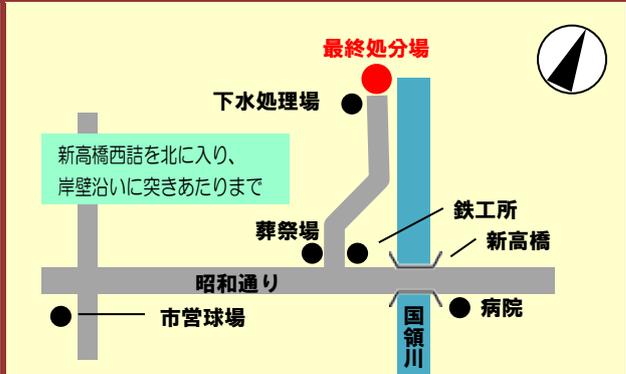
## 最終処分場

【所在地】  
 新居浜市菊本町二丁目817番2地先

【電話番号】  
 37-5300

【業務時間】  
 月曜日～土曜日、第2日曜日  
 8:30～16:00

祝祭日等は休業日となる場合があります。  
 施設の休業日はごみカレンダーでご確認ください。



### 搬入できるもの（家庭から出たものを自己搬入する場合に限る。）

- ブロック（30cm以下） ●コンクリート片（30cm以下） ●がれき（30cm以下） ●瓦
- 庭石（30cm以下） ●土砂（草などを取り除く） ●レンガ ●スレート

※搬入できるのは1世帯あたり年間1トンまでになります。